

松江市告示第 190 号

松江市^{もり}森林づくり活動支援事業補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 260 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前			
(補助の対象等)				(補助の対象等)			
第2条 略				第2条 略			
略				略			
終期	<u>令和6年3月31日</u>			終期	<u>令和5年3月31日</u>		
略				略			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	費目	摘要	備考		費目	摘要	備考
対 象 経 費	略			対 象 経 費	略		
	使用料 及び賃 借料	刈払機、チェン ソー、特装車等 の借上料、会場 使用料	<u>支払先が松 江市の場合 は対象外</u>		使用料 及び賃 借料	刈払機、チェン ソー、特装車等 の借上料、会場 使用料	
	略				略		
略				略			

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。